

内子町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年3月

内子町教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、教育委員会・警察・道路管理者などが連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた対策を講じるため、このたび関係機関の連携体制を構築し「内子町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 内子町通学路安全対策連絡協議会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする。「内子町通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。

- | | |
|----------------|---------------|
| ●大洲河川国道事務所 | ●南予地方局大洲土木事務所 |
| ●大洲警察署 | ●内子町校長会代表者 |
| ●内子町総務課危機管理班 | ●内子町建設デザイン課 |
| ●内子町教育委員会学校教育課 | |

3. 取組方針

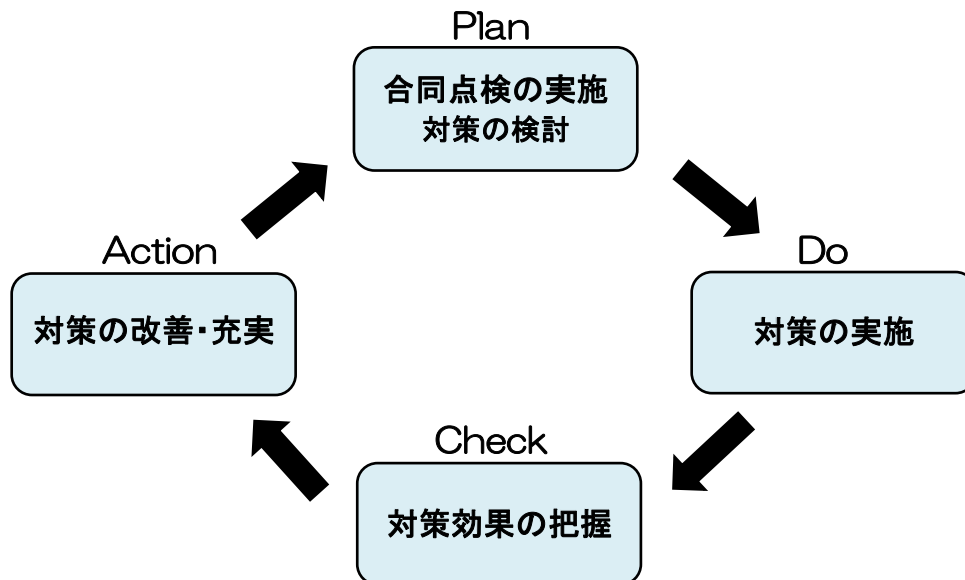
・将来にわたり、継続して登下校中における子どもの安全確保を図るため、合同点検を継続して実施します。

・交通安全対策の実施に際しては安全性の確保が求められる箇所を基本として、通学児童生徒数なども勘案しながら優先順位を検討します。また、実施後には効果把握を行うなど、毎年PDCAサイクルとして実施し対策の改善・充実を図ります。

※通学路安全確保のためのPDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を実施するとともに、対策実施後の検証を行い、対策改善・充実を図ります。

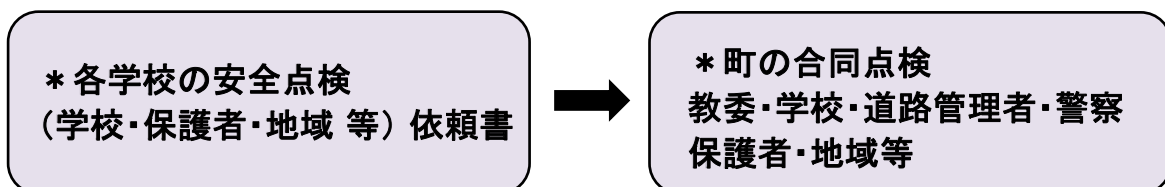


PDCAサイクルを活用した対策の推進

(1) 合同点検の実施

I 事前の点検（各学校での安全点検）【実施主体：学校】

学校・保護者・地域が連携を図り、毎年定期的に安全点検を行い対策が必要な箇所があれば学校が教育委員会に依頼書を提出します。



II 合同点検実施箇所の選定【実施主体：連絡会議】

合同点検は学校や地域からの要望に基づき、安全性の確保が求められる箇所に対して実施することを基本とします。

学校や地域から教育委員会に依頼書が提出された箇所のうち、合同点検が必要な箇所を連絡会議において決定します。その際、教育委員会・学校、道路管理者、警察の四者による検討が必要な箇所を選定するほか、緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とします。

【留意事項】

* 教育委員会は依頼内容について学校に状況を確認しながら、必要に応じて事前の現地確認も行います。

* 看板や横断歩道設置など対応が限定される場合は、教育委員会（学校）と所管部署により、合同点検を行います。

* 横断旗の設置・補充や路面標示の補修など、修繕等に対応できる箇所については直接、教育委員会から所管部署に対応を依頼します。

Ⅲ 合同点検の実施内容【実施主体：教育委員会・学校、道路管理者、警察】

(ア) 実施回数・時期

毎年 1 回合同点検を実施し、実施時期は 7 ～ 8 月を基本とします。

(イ) 点検の内容

危険な箇所などの要対応箇所の現場確認及び対応案の検討を行います。

(ウ) 点検の体制

教育委員会・学校、道路管理者、警察を基本とし可能な限り保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。

(2) 対策の検討【実施主体：連絡会議】

合同点検の結果の対応案などに基づき対策が必要な箇所に応じて、ソフト対策やハード対策の具体的な実施内容を検討します。その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な対応が必要な箇所については、暫定的な対策も検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう箇所ごとの対策一覧を作成します。

(3) 対策の実施【実施主体：各担当部署】

それぞれの対策について連絡会議で検討した対策案を踏まえて、教育委員会・学校と関係部署が連携を図り早期に取り組みます。対策の実施にあたっては対策が円滑に進むよう保護者や地元の協力を得ながら、これまでの対策の実施状況や危険の状況などを鑑み優先順位を定め計画的に実施します。

(4) 対策効果の把握【実施主体：教育委員会・各担当部署】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため学校関係者への聞き取りや児童生徒等へのアンケート調査を実施し対策実施前後の効果を把握します。

(5) 対策の改善・充実【実施主体：連絡会議】

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 箇所一覧表、箇所図の公表【実施主体：教育委員会・各学校】

小学校ごとの合同点検結果や対策内容については、関係者間の合意が図られたものについて認識を共有するために、「危険箇所一覧表」及び「危険箇所図」を作成し、随時各学校へ公表します。